

## 理事会・評議員会を開催しました

互助組合  
(082)228-1386

平成31年3月5日に理事会、3月28日に評議員会が開催され、平成31年度事業計画及び収支予算が提案のとおり承認されました。

### ●平成31年度事業計画及び収支予算について

平成30年度の収支は、7月豪雨災害に伴う災害見舞金の給付及び日本赤十字社を通じて義援金による被災者支援を行ったことから歳出の増加はありましたが、現職事業については、引続き安定した財政運営が維持できる見込みです。今年度は、臨時的任用職員の加入と退職医療制度の一部見直しについても検討し、安定的な運営へ努めてまいりたいと考えています。

## 県互助組合への加入申込書の提出について

互助組合  
(082)228-1386

公立学校共済組合員の資格を取得された方は、県互助組合に加入できます。(※)共済組合員の資格を取得してから20日以内に「加入申込書」を互助組合事務局へ提出してください。「加入申込書」は互助組合ホームページ (<http://www.gojo.or.jp/>) からダウンロードできます。

(※一部市町等の職員を除きます。)

(※臨時的任用職員の方は貸付事業及びリフレッシュ給付金の対象外となりますが、任意で加入できます。)

## 互助組合からのお願い

互助組合  
(082)228-1386

### 給付口座には「広島銀行」の指定にご協力ください

みなさまの給付金の送金には、「広島銀行」以外の金融機関への送金は、**振込手数料が発生**しています。その額は年間で100万円を超えています。みなさまの掛金から支払われていますので、できるだけ広島銀行の本・支店をご指定いただくよう御協力をお願いします。

また、婚姻等改姓により通帳等口座の名義変更をした時は、必ず給付金口座の名義も変更してください。

※登録口座の変更は「口座番号入力通知書」を公立学校共済組合へ提出していただくだけです。

### 公立学校共済組合の被扶養者認定取消に伴う影響について

公立学校共済組合の被扶養者が遡って取消をされた場合、公立学校共済組合と県互助組合から給付されていた、被扶養者に対する医療給付を戻入していただくこととなります。長い期間を遡った場合は金額が大きい場合もあり、組合員の方の負担となります。

また、県互助組合が徴収していた被扶養者掛金をお返しする必要がありますので、被扶養者の就職等で取消事由が発生した場合は、速やかに公立学校共済組合へ手続をお願いします。

### 互助組合旅行券は期限内に使用してください！

平成23年度までリフレッシュ厚生計画等の事業で旅行券を配布していましたが、平成27年度以降、多数の未使用の旅行券が使用期限切れとなっています。

旅行券は、券の裏面に記載のある旅行業者で使用できます。JRや航空機の利用、ホテルの宿泊等で使用できますので、使用期限を確認していただき、早めに使用してください。